

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

野生鳥獣による農作物被害は深刻化し、被害は経済的損失に止まらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、更には生態系に対しても著しい悪影響を与えていた。

シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物被害額は、平成二十一年以降は毎年二百億円を上回っており、このような被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられている。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成十九年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることとされた。

その上で平成二十四年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになったが、拡大する被害を防止・縮減させるためには、集中的かつ効果的な鳥獣被害防止対策を早急に講じる必要がある。

よつて国会及び政府におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、次の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

一 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。

二 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月十九日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
農林水産大臣 林芳正殿
環境大臣 石原伸晃殿
総務大臣 新藤義孝殿